

竹島の漁業権の変遷について

杉原 隆

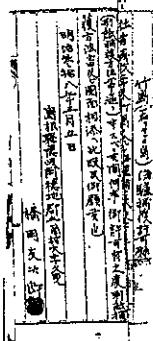
1、明治36、37年の中井養三郎等の竹島でのアシカ漁

明治36年 中井養三郎等の竹島でのアシカ漁		明治37年 石橋松太郎等の竹島でのアシカ漁	
中井養三郎	石橋松太郎	中井養三郎	石橋松太郎
佐々木六郎	佐々木六郎	佐々木六郎	佐々木六郎
小原岩藏	小原岩藏	小原岩藏	小原岩藏
大河内義	大河内義	大河内義	大河内義
池田吉太郎	池田吉太郎	池田吉太郎	池田吉太郎
山口友次郎	山口友次郎	山口友次郎	山口友次郎
伊藤重蔵	伊藤重蔵	伊藤重蔵	伊藤重蔵
中井養三郎	中井養三郎	中井養三郎	中井養三郎
佐々木六郎	佐々木六郎	佐々木六郎	佐々木六郎
小原岩藏	小原岩藏	小原岩藏	小原岩藏
大河内義	大河内義	大河内義	大河内義
池田吉太郎	池田吉太郎	池田吉太郎	池田吉太郎
山口友次郎	山口友次郎	山口友次郎	山口友次郎
伊藤重蔵	伊藤重蔵	伊藤重蔵	伊藤重蔵

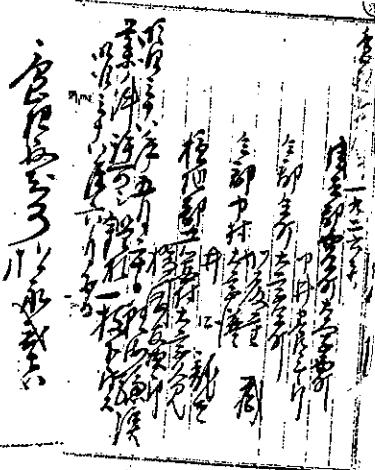
- 明治36年中井養三郎のアシカ猟の競合者は石橋松太郎の久見組のみ。
- 中井養三郎は従業員のトップに小原岩藏（鳥取県の同郷人、『出獵記』の著者）を記す。
- 明治37年の渡島組が結果的に38年漁業権を獲得している（橋岡友次郎は久見組として36、37年とも渡島）。
- 注目したいのは山口県の岩崎某が鬱陵島の韓国人を連れて竹島へ出現。

2、明治38年アシカ漁の漁業権4人が獲得

○4人の許可願



○許可書



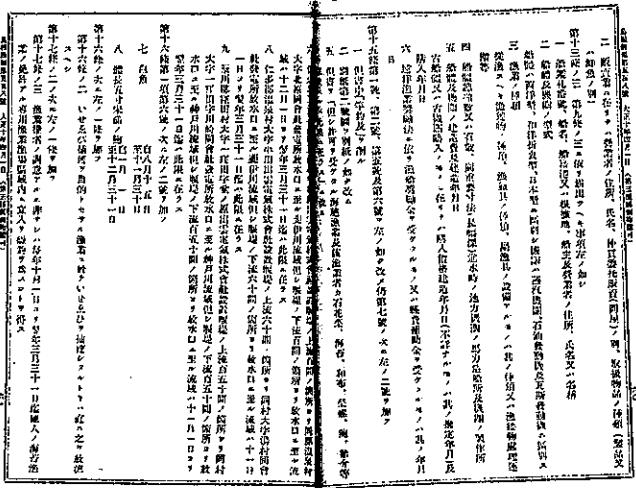
- 井口竜太の自宅は現在も存在。位牌には竜太郎とある。
- 橋岡友次郎は石橋松太郎が病気がちだったので久見組の代表になった。
- 加藤重蔵の西郷町西町の住所は「仮住居」とある。隠岐以外の人か。
- 木製の鑑札は未発見。

3、アシカ漁以外の竹島の漁業権について

○ 久見の池田吉太郎の竹島の貝、海藻、魚類の漁業権申請

農商務大臣閣下御承認	久見の池田吉太郎	竹島の貝、海藻、魚類の漁業権申請
明治四十年六月二日	久見の池田吉太郎	竹島の貝、海藻、魚類の漁業権申請

○ 明治44年公布の「島根県漁業取締規則」では竹島では海驥漁業しかみとめられなかつたが、大正10年の規則改正で海驥漁業権を持つ者に海草、貝類の採取を許可した。



ポイント

- ・ 池田吉太郎と橋岡友次郎は兄弟（「系図」参照）

4、漁業権所有者の変化

- ・ 明治40年井口竜太、金錢トラブルで漁業権放棄

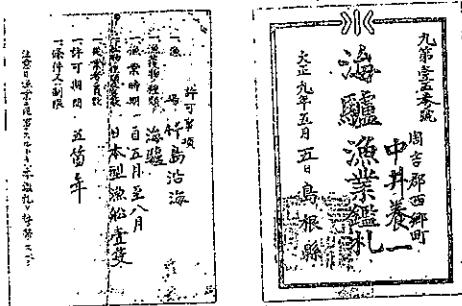
農商務大臣閣下御承認	久見の池田吉太郎	竹島の貝、海藻、魚類の漁業権申請
明治四十一年六月二日	久見の池田吉太郎	竹島の貝、海藻、魚類の漁業権申請

- 大正4年 中井養三郎、千島列島での水産業経営のため長男養一に譲渡
「上申書」

私儀年来外二名ト共同シ御許可ヲ受ケ竹島海驥漁業ニ從事罷在候処
今回農商務省水産局ノ計画ニ属スル千島列島ノ經營ニ從事致度候ニ
ヨリ竹島ノ海驥漁業ハ自然粗漏ニ流ル恐レ有之今回竹島海驥漁業
御許可継続ノ儀共同出願ニ際シ私儀持分長男養一ニ繼承シテ專念從
事為致度別紙ノ通り出願ニ及ビ候条何卒御許可被成降度此段上申候
也 大正四年四月三十日

島根県周吉郡西郷町大字西町字指向二十三番地
中井養三郎

島根県知事 折原巳一郎様



・中井養一は、大正5年に
旧制中学を卒業し連年竹島
出漁を継続し、毎年みずか
竹島に赴き、4月上旬から
7月下旬まで在島した。

「中井養一聞書」

- 大正5年橋岡友次郎の死、橋岡の漁業権はその子忠重に移動
大正10年5月から大正15年6月までの海驥漁業許可書は、中井養一、
橋岡忠重、加藤重造名義で出されている。
- 大正末期加藤重造の死、海驥並びに一般漁業権は中井養一、橋岡忠重二
人に
大正15年6月から大正20年5月までの許可書は2人の名義。

5、中井養一が漁業権売却

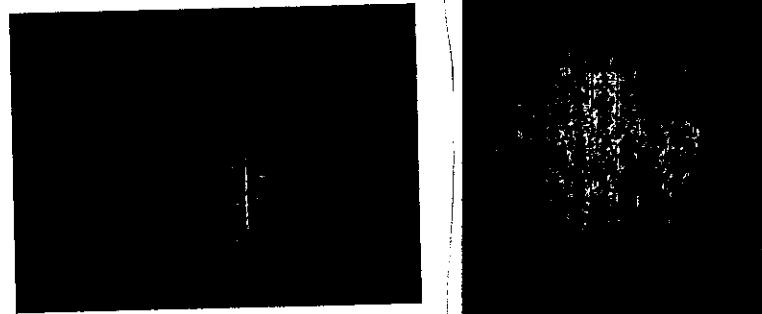
- 「中井養一を甲とし、八幡長四郎（橋岡忠重の叔父、県会議員）、池田幸
一（橋岡忠重の従兄弟）、橋岡忠重を乙として、金五千円を甲に交付す
ることを条件に甲の竹島漁業権を乙に譲渡し、竹島漁獵合資会社の土地
、漁具、漁舎を無償で乙に使用させること

契約日

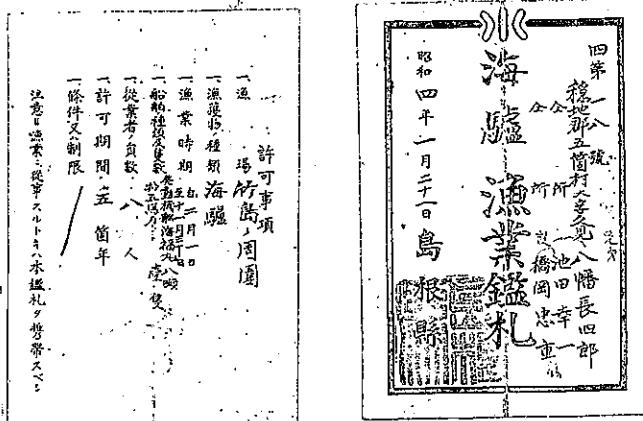
大正13年11月24日

この契約書の内容は田村清三郎『島根県竹島の新研
究』のページ102に載るが契約書は未発見

- 八幡長四郎等の資金調達に久見地区の区民80人が自分の土地を担保として提供。(区民の契約書は八幡長四郎の姪である杉原由美子氏が提供)



- 八幡長四郎他2人の島根県発行の許可書(写し)、昭和23年までのもの存在



- 八幡長四郎、鮑等の一般漁業権を鬱陵島で缶詰工場を経営する奥村平太郎、亮父子に金銭で貸与。

「私の父奥村平太郎は島根県八束郡加賀村の出身で、明治四十年頃鬱陵島に渡り数個所に缶詰工場を経営するに至った。大正十四年隱岐島の人八幡長四郎から竹島の磯の権利を三ヶ年一、六〇〇円にて買取り、その後二ヶ年休んで、さらに三ヶ年一、六〇〇円で買取ったが、その間の二ヶ年間の無契約期間においても出漁を敢行した。昭和八年から十三年までも無契約ながら出漁した。昭和十三年父奥村平太郎が死亡するや、その業を私が継ぎ、八幡長四郎と一ヶ年毎に契約を更新しつつ昭和十七年に至った。その間の契約金は一、五〇〇円であった。その後無契約のまま昭和二十年まで出漁した。「奥村亮聞書」

6、 太平洋戦争終結後の漁業権

- ・ マッカーサー・ライン 昭和21年6月22日

「日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する件」

竹島から十三浬以内に近づいてはならず、またこの島との一切の接触は許されない。

- ・ マッカーサー・ラインの撤廃 昭和27年4月25日

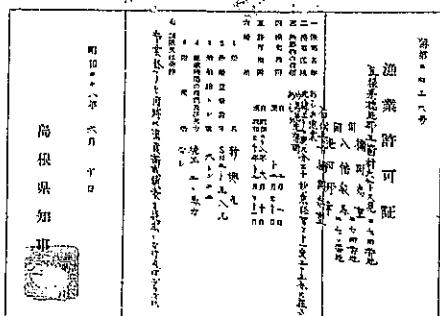
(平和条約発効直前)

- ・ 島根県、昭和27年5月16日 「島根県海面調整規則」

を改正して「第四条、漁業の許可」にあしか漁業を追加。

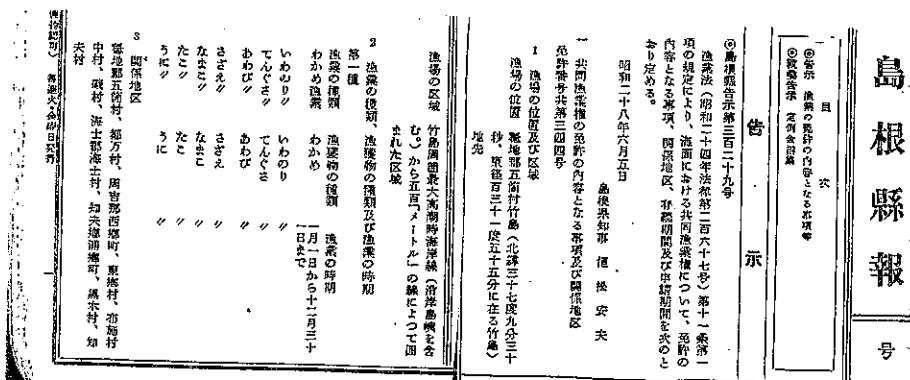
昭和28年6月10日橋岡忠重、池田邦幸、八幡数馬に許可

中井養一（松江市在住）も申請したが不許可



6月19日竹島での共同漁業権を「隱岐島漁業協同組合連合

会」（昭和28年1月発足）に許可



7、その後の竹島の漁業権について

島根県報登載日	告示番号	漁業の免許の内容となる事項(存続期間)		漁業権者
昭和21年 7月26日		漁業取締規則から竹島とそのあしか漁業の項目を削除	県令第49号	一
昭和27年 5月16日		海面漁業調整規則を改正し、あしか漁業を知事の許可漁業とした	島根県規則第29号	一
昭和28年 6月5日(号外)	告示第329号	共同漁業権の内容となる事項	免許番号:第344号	
	6月19日(号外) 告示第352号	共同漁業権免許(S28.6.18~36.8.31)	免許番号:共第344号	隠岐島漁業協同組合連合会
	同上	あしか漁業許可(S28.6.10~30.12.31)	許可番号:海第2456号	橋岡忠重(代表者)、八幡数馬、池田邦幸
昭和36年 7月28日(第570号)	告示第462号	共同漁業権存続期間満了期日の指定(S38.8.31)	共第344号	
昭和38年 6月28日(号外第21号)	告示第826号	共同漁業免許の事前決定	公示番号:共第417号	
	9月6日(第784号) 告示第985号	共同漁業免許(S38.9.1~48.8.31)	公示番号:共第417号	隠岐島漁業協同組合連合会
昭和48年 7月10日(号外第58号)	告示第452号	共同漁業免許の内容等の事前決定	公示番号:共第129号	
	9月7日(号外第79号) 告示第579号	共同漁業免許(S48.9.1~58.8.31)	免許番号:共第129号	隠岐島漁業協同組合連合会
昭和58年 3月1日(号外第17号)	告示第275号	共同漁業免許の内容等の事前決定	公示番号:共第55号	
	9月2日(号外第72号) 告示第931号	共同漁業免許(S58.9.1~68.8.31)	免許番号:共第55号	隠岐島漁業協同組合連合会
平成5年 3月2日(号外第12号)	告示第242号	共同漁業免許の内容等の事前決定	公示番号:共第55号	
	9月3日(第478号) 告示第870号	共同漁業免許(H5.9.1~15.8.31)	免許番号:共第55号	隠岐島漁業協同組合連合会
平成15年 2月21日(号外第11号)	告示第149号	共同漁業免許の内容等の事前決定	公示番号:共第55号	
	9月2日(第1501号) 告示第730号	共同漁業漁業の免許(H15.9.1~25.8.31)	免許番号:共第55号	隠岐島漁業協同組合連合会